令和 7 年度

松島町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

松 島 町 監 査 委 員

写

松島監査第１６号
令和８年８月６日

松島町長　櫻　井　公　一　殿

松島町監査委員　丹　野　和　男
同　米　川　修　司

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により審査に付された令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和７年度決算に基づく松島町健全化審査意見

第１．審査の概要

今回の審査は、提出された健全化判断比率に関し、計算が正確であるか又はその算定基礎となる書類が適正に作成されているかとの観点から、算定基礎となる事項を記載した書類との照合及び関係職員からの説明聴取等により審査を実施した。

第２．審査の日程等

(1) 審査日　　令和８年７月２７日

(2) 場　所　　監査委員室

第３．審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

健全化判断比率	令和５年度	令和６年度	令和７年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	－	－	－	15.00％
② 連結実質赤字比率	－	－	－	20.00％
③ 実質公債費比率	7.5％	7.6％	7.1％	25.00％
④ 将来負担比率	－	6.7％	5.2％	350.00％

（注）①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率は赤字額がないので「－」と表示した。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率は、一般会計等実質収支額が黒字であり実質赤字額が発生していないため、早期健全化基準の 15％を下回っている。

② 連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であり連結実質赤字額が発生していないため、早期健全化基準の 20％を下回っている。

③ 実質公債費比率は、令和５年度から令和７年度までの３か年平均で 7.1％となり、前年度比で 0.5 ポイント減少し、早期健全化基準の 25％を下回っている。

④ 将来負担比率は、将来負担額に充当する財源等が下回ったため 5.2％となり、前年度比で 1.5 ポイント減少し、早期健全化基準の 350％を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和７年度決算に基づく松島町資金不足比率審査意見

第１．審査の概要

今回の審査は、提出された各会計の資金不足比率に関し、計算が正確であるか又はその算定基礎となる書類が適正に作成されているかとの観点から、算定基礎となる事項を記載した書類との照合及び関係職員からの説明聴取等により審査を実施した。

第２．審査の日程等

(1) 審査日　　令和８年７月２７日

(2) 場　所　　監査委員室

第３．審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、各会計の不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されているものと認める。

会 計 名	令和５年度	令和６年度	令和７年度	経営健全化基準
① 水　道　事　業	－	－	－	20.00％
② 下 水 道 事 業	－	－	－	
③ 観　瀾　亭　等	－	－	－	

（注）資金不足比率は、資金不足額がない場合は「－」で表示した。

(2) 個別意見

① 水道事業会計（地方公営企業法適用）の資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されないため経営健全化基準の 20%を下回っている。

② 下水道事業会計（地方公営企業法適用）の資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されないため経営健全化基準の 20%を下回っている。

③ 観瀾亭等特別会計（地方公営企業法非適用）の資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されないため経営健全化基準の 20%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。